

平成 21 年 6 月定例会 産業経済委員会 7 月 2 日

◆帆苅謙治委員 石塚委員からいい話を聞きましたので、少し聞きたいと思います。

私は本当に場所はどこにしてもいいと思うのです。しかし、今、産業立地等を考えても、なかなか容易ではないということもあると思います。それと、これからそれを一つの起爆剤として、産業団地の厳しい時代だけでも、将来に向けて企業誘致を図っていくという側面もあるということで、候補地の一つとして挙げただいたことは非常にありがたく思っておりますし、また、石塚委員をはじめ皆様の御協力を願えればありがたいと思っております。

それで、今の石塚委員の質疑でもあったように、稚内市と新潟県を比べた場合は、さんさんと降り注ぐ太陽でなくても、新潟県の方が日射量が多いと聞いておりますけれども、実際はどうなのですか。

◎産業振興課長 委員御指摘のとおり、太陽光発電については、晴れている日に限らなくても太陽光が差し込んでいれば発電はできます。もちろん晴れている日より若干発電量が下がったりはしますが、例えば今日のような曇り空の天気であっても発電は可能であると聞いております。また、曇りの日でも発電効率のいいパネルですとか、パネルによっても性能が違ったりしますので、どのようなソーラーパネルが適しているのかということも検証しながら、新潟県における太陽光発電を進めていきたいと考えているところでございます。

◆帆苅謙治委員 今、クリーンエネルギーということで、それぞれの電力会社に何パーセントかクリーンエネルギーを導入しなさいという法律があると聞いておりますが、それはどのようになっておりますか。それをクリアすれば東北電力も多分乗り気になるだろうし、あるいはイメージアップにもつながるということもあると思うのですが、その辺を教えていただいて終わりたいと思います。

◎産業振興課長 ただいま委員から御指摘いただきました電力会社の新エネルギー導入目標についてでございますけれども、これは国で電気事業者に対して一定量以上の新エネルギーを利用するよう義務づけるための「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」、我々は R P S 法と呼んでおりますけれども、こういった法律がございます。この法律に基づきまして年度ごとに新エネルギー等の利用の目標量が設定されておまして、各電力会社で新エネルギーを利用して自ら発電したり、ほかから購入したりという取組をしているところでございます。

具体的には、平成 22 年度の目標ということで、122 億キロワット程度の利用目標が設定されていると聞いております。

◆帆苺謙治委員 先ほど松川委員から、中小零細企業が金融面で非常に困っているという話がございました。私は三富委員のように長く議員をやっておりますのでよく分かりませんが、短い議員生活の中でも今回は危機感がとても大きいですし、自分の実感としても大きいのです。したがって、あらゆる方法を駆使して何とか財政出動をやっていただくということが肝要だと思っております。そのような中でお聞きしたいのは、県の制度融資などいろいろな融資がありますが、銀行、あるいは信用金庫、信用組合から出ている場合、そういうものの仕分けと申しますか、例えば会社が倒産した場合、中小企業庁からお金が入るとか、保険があるとか、個別にいろいろあると思うのですが、県の制度融資の場合、県は15パーセント分負担しますとか、あるいは銀行から申請が上がってきた場合はこうですという仕分けがあったら教えていただきたいと思っております。また、資料があればお願いしたいと思っております。

それと、もう一つは、金融機関が倒産の可能性のある会社と付き合いをして、今回の制度融資の中でも窓口になりたくないということがあるはずなのです。というのは、今後付き合いたくない、いつ倒産するか分からないのだから、この際縁を切っておきたいという金融機関が恐らくあると思うのです。そういう実態があるのかどうか、お聞かせ願いたいと思っております。県の制度融資のときは、銀行や信用金庫にリスクがあるわけではないと思うのです。しかし窓口は必要なわけですから、そういうことからするとリスクの問題もあるでしょうから、それも併せて資料提供をお願いしたいと思っております。

◎商業振興課長 今ほど2点の御質問を頂きましたけれども、1点めの分かりやすい仕組みにつきましては、後ほど資料をお作りして説明したいと思っております。簡単に申し上げますと、銀行が企業に融資した場合、その8割を国の保険で面倒を見ます。残りの2割を信用保証協会が負担するということとなります。信用保証協会の2割の内、全部が県の制度融資ではございません。信用保証協会が扱っている中でも県の制度融資を使っているのは、その中の2割くらいです。ですから、その2割に対して県が制度融資を行っている場合には、県が損失補償をする仕組みになっております。

それで、銀行のリスクというお話がありましたけれども、責任共有制度というものがございまして、信用保証協会が100パーセント保証している分には銀行のリスクはまずありません。今のセーフティネット保証は100パーセント保証ですから、そういうことになっております。ただ、資金によっては、責任共有によって信用保証協会が80パーセントしか保証しないというものもございまして、そうした場合は、残りの20パーセントは銀行のリスクとなります。後ほど、図解などで御説明させていただきたいと思っております。